

雇用関係助成金の支払先口座の登録について

宮崎労働局で取扱う雇用関係助成金のうち一部の助成金のお支払いについては、支給申請書を提出する際に、お振込を希望する金融機関の名称、口座番号等を支給申請書にご記入いただいていたところですが、

このたび雇用関係助成金をお支払いするシステムの変更が行われたこと及び事業主のみなさまの負担軽減のため、平成29年5月1日から、雇用関係助成金の支払先口座は、

「支払方法・受取人住所届」の提出により登録させていただき、次回以降の雇用関係助成金の支給申請についても既に登録された支払先口座へお振込させていただき取扱いに統一させていただくことになりました。

事業主のみなさまには、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

● 支払先口座の登録方法

- ・ 支給申請書を提出する際に、「支払方法・受取人住所届」を提出してください。

● 「支払方法・受取人住所届」の提出が必要な事業所

- ・ はじめて雇用関係助成金の支給申請を行う事業所
- ・ 既に登録済の支払先口座の変更を希望する事業所
- ・ 口座名義を変更した事業所
- ・ 事業所名称、代表者、住所を変更した事業所

● ご注意ください

- ・ 一度支払先口座の登録を行った後に、助成金の支給申請書を提出する場合、再度「支払方法・受取人住所届」を提出する必要はありません。
(支払先口座を変更する場合を除きます。)
- ・ 支払先口座を変更する場合、既に申請し支給が決定していない他の助成金の支払先口座も同時に変更されますのでご注意ください。
- ・ 支払先口座の登録は、1事業所(雇用保険適用事業所)につき1つとなります。
対象労働者ごとや助成金ごとに支払先口座を登録することはできません。

● お問い合わせ先

宮崎労働局 助成金センター

〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内
TEL: 0985-62-3125 FAX: 0985-62-3664

宮崎労働局 雇用環境・均等室

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4F
TEL: 0985-38-8821 FAX: 0985-38-5028

宮崎労働局・雇用環境・均等室・職業対策課助成金センター